

上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）
及び上場申請のための四半期報告書の適正性に関する確認書

平成27年5月22日

株式会社名古屋証券取引所
代表取締役社長 畔柳 昇 殿

会社名 株式会社名古屋証券取引所 印
代表者の 代表執行役社長
役職
氏名(署名) 田中英成 印

当社の代表執行役社長である田中英成は、当社の上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）及び上場申請のための四半期報告書に不実の記載がないものと認識しております。

なお、不実の記載がないと認識するに至った理由は、以下のとおりであります。

1. 上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）及び上場申請のための四半期報告書の作成にあたり、「企業内容等の開示に関する内閣府令」、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」等の関連法令に基づき、全ての重要な点において適正に記載されていることを確認しております。
2. 上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）及び上場申請のための四半期報告書の作成においては、業務分担及び責任部署が明確化されており、適正な体制が構築されております。
3. 毎月開催している定例の取締役会及び必要に応じて開催する臨時取締役会において、各執行役より業務執行の状況が適切に報告されるとともに、経営上の重要事項の意思決定が行われております。
4. 監査委員は、取締役会や執行役会への出席、監査委員会監査の実施及び日常の情報収集を通じて、取締役や執行役の意思決定及び職務遂行が適正に行われていることを確認しております。
5. 内部監査を担当する監査部は、他の組織から独立して、内部管理体制の適正性や有効性を定期的に監査し、指摘事項及び改善状況等について、その結果を代表執行役社長に報告しております。
6. 会計監査人である新日本有限責任監査法人の監査において、上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）及び上場申請のための四半期報告書の記載内容について、重要な指摘事項がないことを確認しております。

以上